

8 商品概要説明書

マイカーローン（一般型A）

（2025 年 4 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン（一般型A）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。ただし、20 歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、新卒内定者で、入社月の 6 ヶ月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○J A マイカーローン（信販保証等を含む。）の返済実績が 2 年以上あり、少なくとも過去 1 年以上延滞のない方、または 2 年以上返済実績があり、完済後 2 年以内の者方については、前年度税込年収 150 万円以上である方。ただし、農業者以外で、前年度税込年収が 150 万円以上 200 万円未満の者は、前回申込時の前年度税込年収以上の年収がある方（以下リピーター型という）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとしします。）。 ⑥他金融機関等の延滞のない自動車資金借換えに必要な資金。（ただし、リピーター型は対象外とします。）
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大 6 か月）。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現

	在お借入中の自動車資金の残存期間内、または 15 年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。																												
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。																												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。																												
担保	○不要です。																												
保証人	○当 J A が指定する保証機関（長崎県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																												
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ・農業者の方の保証料率は年 0.40%、0.50% のいずれかです。 【お借入額 100 万円あたりの一括払い保証料率年 0.40%、お借入利率年 3.00% の例】 <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>2,171</td> <td>6,237</td> <td>10,383</td> <td>14,613</td> <td>21,094</td> <td>32,317</td> </tr> </table> ・農業者以外の方の保証料率は年 0.70%、0.90%、1.50% のいずれかです。 【お借入額 100 万円あたりの一括払い保証料率年 0.90%、お借入利率年 3.00% の例】 <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>4,892</td> <td>14,059</td> <td>23,406</td> <td>32,929</td> <td>47,560</td> <td>72,825</td> </tr> </table> ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、農業者の方の保証料率は年 0.40%、0.50%、農業者以外の方の保証料率は、年 0.70%、0.90%、1.50% のいずれかです。	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年	保証料 (円)	2,171	6,237	10,383	14,613	21,094	32,317	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年	保証料 (円)	4,892	14,059	23,406	32,929	47,560	72,825
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年																							
保証料 (円)	2,171	6,237	10,383	14,613	21,094	32,317																							
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年																							
保証料 (円)	4,892	14,059	23,406	32,929	47,560	72,825																							
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置																												

	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A または J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神センター（電話：092-741-3208） 北九州センター（電話：093-561-0360） 久留米センター（電話：0942-30-0144）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J A 壱岐市